

平成29年度

定例監査結果報告書

財政援助団体等監査結果報告書

平成30年2月

中央区監査委員

目 次

定例監査結果報告書

第1	各部課及び学校等監査	1
第2	重点事項に関する監査	2
第3	工事監査	3
第4	監査のまとめ	6
別表1	平成29年度各部課及び学校等監査実施日程	8
別表2	平成29年度区施設等の視察実施日程	12

財政援助団体等監査結果報告書

第1	監査実施期間	13
第2	監査の対象及び範囲	13
第3	監査の方法及び観点	14
第4	対象団体等の概要と監査の結果	15
第5	監査のまとめ	23
別表	平成29年度財政援助団体等監査実施日程	25

平成29年度

定例監査結果報告書

写

29中監第160号

平成30年2月22日

中 央 区 長
中 央 区 議 会 議 長
中 央 区 教 育 委 員 会 教 育 長
中 央 区 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長
中 央 区 監 査 委 員

} 様

中央区監査委員 守 本 利 雄

同 梅 田 源 一

同 石 田 英 朗

平成29年度定例監査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき実施した平成29年度定例監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり提出します。

なお、この結果に基づき、又はこの結果を参考として措置を講じたときは、同条第12項の規定によりその旨通知してください。

また、今回の監査に際し、堀田弥生前監査委員は平成29年5月31日まで関与し、石田英朗監査委員は同年6月1日から関与しました。

第1 各部署及び学校等監査

1 監査実施期間

平成29年4月10日から平成30年2月22日まで

監査委員による監査及び監査事務局による監査の個別の実施日程は、別表1(P8)のとおりです。

また、新たな施設を中心に区施設等の視察を行いました。実施日程は、別表2(P12)のとおりです。

2 監査の対象部局等

企画部、総務部、区民部、福祉保健部、環境土木部、都市整備部、会計室、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、区議会議会局、区立小学校・中学校・幼稚園

3 監査の範囲、方法及び観点

(1) 範囲

平成28年度における予算の執行、収入、支出、契約、現金及び有価証券の出納保管、財産管理等の事務の執行状況について実施しました。

あわせて、文書取扱い、公印管理、服務規律等についても監査範囲としました。

(2) 方法

事務執行部局に対してあらかじめ提出を求めた職員配置状況調、歳入・歳出事務事業執行概要、歳入・歳出予算執行状況調等の監査資料と関係諸帳簿、証拠書類等とを点検・照合するとともに、必要に応じて実地調査を行ったほか、関係職員から説明を聴取するなどの監査手続により実施しました。

(3) 主たる観点

各事務事業の執行が地方自治法第2条第14項(最少の経費で最大の効果)及び第15項(組織及び運営の合理化)の規定にのっとりなされているかを基本として、以下の点を踏まえ監査を実施しました。

ア 予算の執行について

(ア) 収入は適正に確保されているか。

(イ) 支出は効果的に行われているか。

(ウ) 会計処理は合規適正であるか。

イ 契約検収事務について

- (ア) 違法又は不当な契約を締結していないか。
- (イ) 契約の方法は適正になされているか。
- (ウ) 契約は確実に履行されているか。
- (エ) 検収は的確になされているか。

ウ 財産の管理について

- (ア) 公有財産の取得、保管及び処分は適正に行われているか。
- (イ) 物品の出納、保管、供用及び処分は適正に行われているか。
- (ウ) 債権の管理は適正に行われているか。
- (エ) 基金の管理は適正に行われているか。

4 監査の結果

事務事業の執行に当たっては、おおむね適正に行われており、所期の成果を挙げているものと認められましたが、各学校に備品として設置していた自動体外式除細動器(AED)が廃棄されているにもかかわらず不用品への組替手続が行われていませんでした。遺漏のないよう事務処理を行ってください。

第2 重点事項に関する監査

区では、個人・団体を問わずそれぞれの施策の一環として、さまざまな目的をもった補助金を交付しています。本年度の定例監査では、今後の事務改善に資するため、重点事項として、これらの補助金はその目的に沿い、経済的・効率的・効果的に実施されているかなどを検証するため、以下の15の補助金交付事業を対象に関係職員からの説明聴取などにより監査を実施しました。

1 監査の対象とした補助金及び監査実施期日

- (1) 消防団の運営及び活動に対する補助(総務部 防災課) 平成29年7月4日
- (2) 地域の盆おどりに対する助成(区民部 地域振興課) 平成29年6月23日
- (3) " (区民部 日本橋特別出張所) 平成29年6月29日
- (4) " (区民部 月島特別出張所) 平成29年6月8日
- (5) まちかど展示館運営協議会補助
(区民部 文化・生涯学習課) 平成29年4月21日
- (6) 日本橋問屋街活性化事業支援(区民部 商工観光課) 平成29年6月28日
- (7) 私立認可保育所運営費補助
(福祉保健部 子育て支援課) 平成29年4月18日
- (8) 障害者福祉サービス事業所運営費助成
(福祉保健部 障害者福祉課) 平成29年5月12日

- (9) 高齢者就業等支援事業補助
(福祉保健部 高齢者福祉課) 平成29年4月19日
- (10) 先天性風しん症候群対策風しん抗体検査及び予防接種費用助成
(福祉保健部 健康推進課) 平成29年5月26日
- (11) コミュニティバス運行事業補助
(環境土木部 環境政策課) 平成29年5月26日
- (12) 分譲マンション計画修繕調査費助成
(都市整備部 都市計画課 <都市整備公社>) 平成29年4月14日
- (13) 分譲マンション共用部分改修費用助成
(都市整備部 都市計画課 <都市整備公社>) 平成29年4月14日
- (14) 区立小学校卒業記念アルバム・文集作成費補助
(教育委員会事務局 学務課) 平成29年4月14日
- (15) 区立中学校卒業記念アルバム・文集作成費補助
(教育委員会事務局 学務課) 平成29年4月14日

2 監査の結果

監査の結果については、既に「平成28年度中央区各会計歳入歳出決算審査意見書」の一般会計歳入歳出に関する個別意見として述べましたとおり、補助金の交付や実績報告等に基づく額の確定処理などの事務手続は、いずれもおおむね適正に執行されており、それぞれの事業目的に沿い一定の成果を挙げているものと認められます。

しかし、交付額の確定処理の際に実績報告に添付されている領収書等の証拠書類にやや不備な点があるもの、会議費(飲食費)の支出頻度が多いものなどが見受けられるとともに、実績報告の提出時期が遅いものも散見されました。

補助の目的に合致したより公正性・透明性の高い補助制度となるよう、補助要綱の見直しも含め点検・検討してください。また、年間の活動費等を補助するものについては、補助率を定める方式から補助対象を限定する方式への見直しなどの工夫も必要と思われれます。

第3 工事監査

1 監査実施期日

(1) 事務局による監査

平成29年11月1日～平成30年1月12日

(2) 監査委員による監査及び工事現場の実地調査

ア 土木工事 平成30年2月7日

イ 営繕工事 平成30年2月1日

2 監査の対象とした工事及び概要

(1) 月島川緑の散歩道の改修（環境土木部 水とみどりの課）

ア 所在地 (一期工事) 中央区勝どき一丁目1番先～6番先
(二期工事) 中央区月島三丁目31番先～32番先
(三期工事) 中央区月島四丁目20番先～21番先(予定)

イ 期間 (設計) 平成27年6月4日～平成28年3月25日
(一期工事) 平成28年9月12日～平成29年3月24日
(二期工事) 平成29年8月2日～平成30年3月30日(予定)
(三期工事) 平成30年度(予定)

ウ 施工延長 (一期工事) 226.4m
(二期工事) 228.0m

エ 幅員 (一期工事) 4.0m
(二期工事) 4.0m

オ 請負金額 (設計) 7,922,000円
(一期工事) 102,859,200円
(二期工事) 107,784,000円

カ 出来高 (設計) 100%(完了)
(一期工事) 100%(完了)
(二期工事) 26.6%(平成29年12月末現在)

(2) 昭和通り銀座歩道橋昇降施設の改修（環境土木部 道路課）

ア 所在地 中央区銀座七丁目14番先 及び 銀座八丁目13番先

イ 期間 (基本設計) 平成25年6月28日～平成26年3月14日
(詳細設計) 平成26年7月30日～平成27年3月31日
(工事) 平成28年7月1日～平成29年10月16日

ウ 請負金額 (基本設計) 4,725,000円
(詳細設計) 18,378,360円
(工事) 441,720,000円

エ 出来高 (基本設計) 100%(完了)
(詳細設計) 100%(完了)
(工事) 100%(完了)

(3) 月島第三小学校・晴海幼稚園の増築・改修 及び

月島社会教育会館晴海分館「アートはるみ」・ふれあい作業所の改修
(都市整備部 営繕課)

<執行委任元:教育委員会事務局 学校施設課>

< 〃 : 区民部 文化・生涯学習課>

< 〃 : 福祉保健部 福祉センター>

ア 所在地 中央区晴海一丁目4番1号

イ 期 間 (設 計) 平成26年5月14日～平成27年3月20日

(工事監理) 平成27年10月16日～平成30年2月28日(予定)

(建築・機械設備・電気設備工事) ※ 外構その他工事を含む

平成27年10月16日～平成30年3月30日(予定)

(昇降機設備工事)

平成28年3月15日～平成29年2月28日

ウ 施設概要 鉄筋コンクリート造 地上6階・地下2階 延面積:16,998.07㎡

エ 請負金額 (設 計) 78,840,000円

(工事監理) 126,896,760円

(工 事) 4,082,907,600円

オ 出来高 (設 計) 100%(完了)

(工事監理) 95.5%(平成29年12月末)

(建築工事) 96.5%(平成29年12月末)

(機械設備工事) 94.0%(平成29年12月末)

(電気設備工事) 96.0%(平成29年12月末)

(昇降機設備工事) 100%(完了)

3 監査方法

設計図書、起工書、契約関係書類、工事記録簿・写真等の書類審査、工事現場(工事完了施設を含む。)の現地調査、所管部局の関係職員や施工業者等からの説明の聴取等を行いました。

なお、事務局による監査は、技術系職員(兼務発令)により実施しました。

4 監査の結果

監査対象のいずれの工事についても、過大な設計や積算及び不適切な施工は認められなかったほか、契約等の事務手続についてもおおむね適正に行われており、是正・改善を要する事例はありませんでした。

なお、月島川緑の散歩道の改修の一期工事では、地元との調整過程でスロープ設置位置に隣ビル(ビル)の非常出入口があることが判明したことに伴う非常用階

段設置などの工事の契約変更がなされています。

昭和通り銀座歩道橋昇降施設の改修工事では、交通管理者との協議の結果、交差点付近の視認性の向上等の観点から昇降施設設置箇所の変更に伴う実施設計の契約変更及び地中障害に伴う工事の契約変更がなされています。

月島第三小学校・晴海幼稚園の増築・改修及び月島社会教育会館晴海分館「アートはるみ」・ふれあい作業所の改修では、劣化診断結果を踏まえて工事範囲を決定することとしていたことなどに伴う設計の契約変更、工事請負契約締結後に全面に足場をかけ正確な数量を実測した上で外壁改修範囲を確定することとしていたことや施工準備の調査の中でプールオーバーフロー蓋の著しい劣化が判明したことなどに伴う工事の追加契約がなされています。

さらなる綿密な事前調査や調整が求められるという側面もありますが、いずれもおおむねやむを得ないものと判断されます。

工事計画段階から施工にいたるまで関係部局間で綿密な連携を図ることはもとより、これらの工事から得られた技術的知見や安全対策等のノウハウを組織的に継承し、さらに発展させていくことが重要であると考えます。

今後とも、適法性、経済性はもとより、安全面や環境面にも十分に配慮した設計・施工を期待します。

第4 監査のまとめ

本年度の定例監査は、平成28年度の事務事業の執行について、「主たる観点」を基本に、法令等に従い適正に事務事業が行われていることの確認はもとより、経済性・効率性・有効性、さらには公平性の面から、公正かつ厳正に実施しました。

事務上の軽易な誤りは減少傾向にありますが、業務の多忙化のほか、人事異動や担当する事務の変更等に伴う確認漏れ・理解不足等のため、これまで適切に処理が行われていた所管部課においても、新たに誤りが生じている事例も見受けられました。今年度実施した監査において指摘や注意等を受けなかった所管部課にあっても、あらためて根拠規定の確認はもとより、事務の執行態勢や実施手順等について職場内で点検を行い、適正な事務処理に努めてください。

また、利用率が低い施設(指定管理者によるものも含め)が見受けられることから、効果的なPR等による施設の認知度の向上など、利用率のアップに向けた対策を講ずるよう要望します。

引き続き進む人口増加に伴う行政需要の拡大や各種施設整備計画、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会とその後のまちづくりなど、今後さら

なる財政負担の増大が予測されます。ここ数年、基金残高が減少する一方で特別区債の残高は増加傾向にあるため、将来をしっかりと見据えた健全財政の維持に十分に配慮していくことが重要となっています。

事務事業の執行にあたっては、限られた財源や既存の資源をより一層有効に活用することを基本とし、子どもから高齢者まで多様な区民ニーズに的確かつ柔軟に応えるとともに、基本構想に掲げた本区将来像の実現に向け、各種施策を推進されることを希望します。

なお、健全な財政運営の妨げともなる収入未済については、公平性の観点も含めその縮減に向けた取組を推進し、債権管理体制の強化を積極的に進めるとともに、回収が困難な債権の取扱いについて検討を進められるよう併せて要望します。

(別表 1)

平成 29 年度各部課及び学校等監査実施日程

対象課等		監査委員監査	事務局監査
企画部	企画財政課	平成29年 5月18日(木)	平成29年 5月23日(火)
	広報課	平成29年 5月22日(月)	平成29年 5月30日(火)
	情報システム課	平成29年 5月22日(月)	平成29年 5月30日(火)
	オリンピック・パラリンピック調整担当課	平成29年 5月18日(木)	平成29年 5月23日(火)
総務部	秘書室	平成29年 5月22日(月)	平成29年 5月29日(月)
	総務課	平成29年 5月22日(月)	平成29年 5月29日(月)
	職員課	平成29年 5月25日(木)	平成29年 5月29日(月)
	経理課	平成29年 5月24日(水)	平成29年 6月15日(木)
	税務課	平成29年 6月23日(金)	平成29年 6月15日(木)
防災危機管理室	防災課	平成29年 5月24日(水)	平成29年 6月 5日(月)
	防災備蓄倉庫		平成29年11月29日(水)
	危機管理課	平成29年 5月24日(水)	平成29年 6月 5日(月)
区民部	区民生活課	平成29年 5月25日(木)	平成29年 5月30日(火) 平成29年 6月 5日(月)
	地域振興課	平成29年 6月12日(月)	平成29年 6月 6日(火)
	文化・生涯学習課	平成29年 6月 9日(金)	平成29年 6月 7日(水)
	スポーツ課	平成29年 6月 9日(金)	平成29年 6月 6日(火)
	商工観光課	平成29年 6月 9日(金)	平成29年 6月 7日(水)
	日本橋特別出張所	平成29年 6月12日(月)	平成29年 6月 8日(木)
	月島特別出張所	平成29年 6月12日(月)	平成29年 6月 8日(木)

対 象 課 等		監 査 委 員 監 査	事 務 局 監 査
福 祉 保 健 部	管 理 課	平成 29 年 7 月 5 日 (水)	平成 29 年 6 月 13 日 (火)
	子育て支援課	平成 29 年 7 月 5 日 (水)	平成 29 年 6 月 14 日 (水)
	明石町保育園	\	平成 29 年 10 月 19 日 (木)
	築地保育園		平成 29 年 10 月 19 日 (木)
	日本橋保育園		平成 29 年 10 月 19 日 (木)
	浜町保育園		平成 29 年 10 月 19 日 (木)
	つくだ保育園		平成 29 年 10 月 24 日 (火)
	晴海保育園		平成 29 年 10 月 24 日 (火)
	生活支援課		平成 29 年 7 月 7 日 (金)
	障害者福祉課	平成 29 年 7 月 7 日 (金)	平成 29 年 6 月 20 日 (火)
	保険年金課	平成 29 年 7 月 12 日 (水)	平成 29 年 6 月 20 日 (火)
	子ども家庭支援センター	平成 29 年 7 月 7 日 (金)	平成 29 年 6 月 26 日 (月)
	浜町児童館	\	平成 29 年 10 月 25 日 (水)
	月島児童館		平成 29 年 10 月 25 日 (水)
	福祉センター	平成 29 年 7 月 5 日 (水)	平成 29 年 6 月 21 日 (水)
	高 齢 者 施 策 推 進 室	高齢者福祉課	平成 29 年 7 月 12 日 (水)
シニアセンター		\	平成 29 年 10 月 24 日 (火)
介護保険課			平成 29 年 7 月 12 日 (水)
中 央 区 保 健 所	生活衛生課	平成 29 年 7 月 14 日 (金)	平成 29 年 6 月 21 日 (水)
	健康推進課	平成 29 年 7 月 14 日 (金)	平成 29 年 6 月 27 日 (火)
	日本橋保健センター	平成 29 年 7 月 14 日 (金)	平成 29 年 6 月 26 日 (月)
	月島保健センター	平成 29 年 7 月 14 日 (金)	平成 29 年 6 月 27 日 (火)

対 象 課 等		監 査 委 員 監 査	事 務 局 監 査
環 境 土 木 部	環境政策課	平成29年 5月 8日 (月)	平成29年 4月25日 (火)
	環境推進課	平成29年 5月 8日 (月)	平成29年 4月26日 (水)
	水とみどりの課	平成29年 5月 8日 (月)	平成29年 4月26日 (水)
	道 路 課	平成29年 5月10日 (水)	平成29年 4月25日 (火)
	中央清掃事務所	平成29年 5月10日 (水)	平成29年 5月 1日 (月)
都 市 整 備 部	都市計画課	平成29年 5月10日 (水)	平成29年 5月 1日 (月)
	地域整備課	平成29年 5月11日 (木)	平成29年 5月 2日 (火)
	住 宅 課	平成29年 5月11日 (木)	平成29年 5月 2日 (火)
	建 築 課	平成29年 5月15日 (月)	平成29年 5月 9日 (火)
	営 繕 課	平成29年 5月15日 (月)	平成29年 5月 2日 (火)
会 計 室		平成29年 4月28日 (金)	平成29年 4月20日 (木)
教 育 委 員 会 事 務 局	庶 務 課	平成29年 5月17日 (水)	平成29年 5月16日 (火)
	学 務 課	平成29年 5月15日 (月)	平成29年 5月16日 (火)
	学校施設課	平成29年 5月17日 (水)	平成29年 5月 9日 (火)
	指 導 室	平成29年 5月17日 (水)	平成29年 5月19日 (月)
	図書文化財課	平成29年 5月18日 (木)	平成29年 5月23日 (火)
	日本橋図書館		平成29年10月25日 (水)
	月島図書館		平成29年10月25日 (水)

対 象 課 等	監 査 委 員 監 査	事 務 局 監 査	
教 育 委 員 会	泰明小学校	平成30年 1月17日 (水)	平成30年 1月17日 (水)
	泰明幼稚園	平成30年 1月17日 (水)	平成30年 1月17日 (水)
	中央小学校		平成30年 1月16日 (火)
	中央幼稚園		平成30年 1月16日 (火)
	明正小学校	平成30年 1月17日 (水)	平成30年 1月17日 (水)
	明正幼稚園	平成30年 1月17日 (水)	平成30年 1月17日 (水)
	常盤小学校		平成30年 1月16日 (火)
	有馬小学校	平成30年 1月18日 (木)	平成30年 1月18日 (木)
	有馬幼稚園	平成30年 1月18日 (木)	平成30年 1月18日 (木)
	久松小学校		平成30年 1月11日 (木)
	久松幼稚園		平成30年 1月11日 (木)
	月島第一小学校	平成30年 1月18日 (木)	平成30年 1月18日 (木)
	月島第一幼稚園	平成30年 1月18日 (木)	平成30年 1月18日 (木)
	月島第二小学校	平成30年 1月24日 (水)	平成30年 1月24日 (水)
	月島第二幼稚園	平成30年 1月24日 (水)	平成30年 1月24日 (水)
	宇佐美学園		平成29年 9月22日 (金)
	銀座中学校	平成30年 1月24日 (水)	平成30年 1月24日 (水)
	日本橋中学校		平成30年 1月11日 (木)
選挙管理委員会事務局	平成29年 4月28日 (金)	平成29年 4月21日 (金)	
監 査 事 務 局	平成29年 4月27日 (木)	平成29年 4月20日 (木)	
区 議 会 議 会 局	平成29年 5月11日 (木)	平成29年 5月19日 (金)	

(別表 2)

平成29年度区施設等の視察実施日程

ぷらっと築地、築地魚河岸、郷土天文館、 観光情報センター、G-I n f o、数寄屋橋公園	平成29年 4月13日 (木)
旧館山臨海学園跡地及び 館山臨海学校<泰明、中央、久松小学校>	平成29年 7月28日 (金)
柏学園<セカンドスクール 泰明小>	平成29年 9月 7日 (木)
湊二丁目東市街地再開発地区、優つくり村中央湊	平成29年11月13日 (月)
越前堀児童公園、桜小橋(朝潮運河歩行者専用橋)、 城東小学校・阪本小学校仮校舎、日本橋小学校等複合施設	平成30年 2月 9日 (金)

平成29年度

財政援助団体等監査結果報告書

写

29中監第161号

平成30年2月22日

中央区長
中央区議会議長
中央区教育委員会教育長
中央区選挙管理委員会委員長
中央区監査委員

様

中央区監査委員 守本利雄

同 梅田源一

同 石田英朗

平成29年度財政援助団体等監査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第5項及び第7項の規定に基づき実施した平成28年度財政援助団体等監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり提出します。

なお、この結果に基づき、又はこの結果を参考として措置を講じたときは、同条第12項の規定によりその旨通知してください。

第1 監査実施期間

平成29年9月29日から平成30年2月22日まで

監査委員による監査及び監査事務局による監査の個別の実施日程は、別表(P25)のとおりです。

第2 監査の対象及び範囲

補助金の交付を行っている団体(財政援助団体)、出資団体及び指定管理者のうち、次の10団体を対象としました。

平成28年度における事務事業の執行について、財政援助団体は補助対象の事務を、出資団体は事業運営に係る事務を、指定管理者は施設の管理運営に係る事務を、それぞれ監査の範囲として実地により行いました。

- 1 財政援助団体
中央区文化・国際交流振興協会
- 2 財政援助団体・出資団体
一般財団法人 中央区都市整備公社
- 3 出資団体
日本橋プラザ株式会社
- 4 対象施設及び指定管理者
 - (1) 中央会館「銀座ブロッサム」
松屋グループ
 - (2) 区民館(月島地域)
タフカ 株式会社
 - (3) 産業会館
アクティオグループ
 - (4) 堀留町保育園
株式会社 ベネッセスタイルケア
 - (5) 佃児童館
株式会社 ポピンズ
 - (6) 勝どき児童館
株式会社 グローバルキッズ
 - (7) 特別養護老人ホーム等「マイホームはるみ」
社会福祉法人 奉優会

第3 監査の方法及び観点

1 方法

(1) 財政援助団体

財政援助団体に対してあらかじめ提出を求めた収支予算書、事業計画書、財務報告書、事業報告書、補助金申請書、実績報告書等の監査資料と関係諸帳簿、証拠書類及び所管部課の関係書類等とを点検・照合するとともに関係者から説明を聴取するなどの監査手続により実施しました。

(2) 出資団体

出資団体に対してあらかじめ提出を求めた収支予算書、事業計画書、決算書、事業報告書、定款等の監査資料と関係諸帳簿、証拠書類等とを照合するとともに必要に応じ関係者から説明を聴取するなどの監査手続により実施しました。

(3) 指定管理者

指定管理者に対してあらかじめ提出を求めた収支予算書、事業計画書、収支報告書、事業報告書、利用実績、管理する備品一覧、協定書等の監査資料と関係諸帳簿、証拠書類及び所管部課の関係書類等とを点検・照合するとともに必要に応じ関係者から説明を聴取するなどの監査手続により実施しました。

(4) 所管部課

所管部課に対して財政援助団体等にあらかじめ提出を求めた上記監査資料及び所管部課の関係書類等を点検・照合するとともに、指導監督が適切に行われているかについて監査を実施しました。なお、指定管理者の所管部課については実地監査に加え、別途日程を設けました。

2 主たる観点

(1) 財政援助団体

- ア 事業は補助の目的に沿って適正に執行されているか。
- イ 補助金に係る会計処理は適正になされているか。
- ウ 補助条件は適切に履行されているか。

(2) 出資団体

- ア 事業は出資等の目的に沿って適正に執行されているか。
- イ 出資金等に係る会計処理は適正になされているか。

(3) 指定管理者

- ア 指定管理者制度を導入した目的・趣旨が達成されているか。
- イ 料金収入や施設の管理に関する収支に係る会計処理が適切に行われているか。

- ウ 施設管理業務の実施状況は適切か。
- エ 施設の利用状況は十分か。
- オ 基本協定書や事業計画書等に沿って各種事業が適切に実施されているか。

(4) 所管部課

- ア 財政援助団体への補助については補助金の算定、補助条件その他補助に関する内容は適正妥当であるか。
- イ 出資団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切に指導監督を行っているか。
- ウ 指定管理者制度を導入した目的・趣旨に沿って指導監督しているか。

第4 対象団体等の概要と監査の結果

1 中央区文化・国際交流振興協会

(1) 団体の概要

所在地 中央区新富一丁目13番24号

設立目的 中央区における文化活動の振興を促進するとともに、区の文化特性をふまえ、国際交流の振興を図ることにより、人間性豊かで、住みやすく、世界に開かれた活力ある地域社会づくりに寄与することを目的としています。

主な事業

- ・ 文化の向上及び振興に関する事業の企画並びに文化団体の育成
- ・ 地域文化の活性化のための文化活動の支援及び助成
- ・ 文化事業及び文化施設の管理運営
- ・ 区から受託する文化振興事業
- ・ 国際的な文化交流及び市民交流の推進
- ・ 国際交流に関する調査研究

(2) 所管部課

区民部 文化・生涯学習課

(3) 補助金

区は、中央区文化・国際交流振興協会に対し、事業の運営に要する費用として、平成28年度は84,097,359円の補助金を交付しています。

(4) 監査の結果

補助金等の会計処理は、おおむね適正に執行されているものと認められました。

2 一般財団法人 中央区都市整備公社

(1) 団体の概要

所在地 中央区銀座一丁目25番3号

設立目的 中央区のまちづくりの推進に協力し、地域の活性化及び居住環境の向上に資する事業を行うことにより、住民福祉の増進及び地域社会の発展に寄与することを目的としています。

主な事業

- ・ まちづくりの推進に関する調査研究及び意識啓発
- ・ 活性化の推進が必要な地域に対する支援
- ・ 再開発事業に伴う環境整備等に関する支援
- ・ 分譲マンション等の維持管理に関する支援
- ・ 地域の活性化に資する施設の管理運営

(2) 所管部課

都市整備部 都市計画課

(3) 補助金

区は、一般財団法人中央区都市整備公社に対し、50,000,000円の出捐金を支出するとともに、事業の運営に要する費用として、平成28年度は114,232,620円の補助金を交付しています。

(4) 監査の結果

出資等の目的に沿った事業運営や補助金等の会計処理は、おおむね適正に執行されているものと認められました。

3 日本橋プラザ株式会社

(1) 団体の概要

所在地 中央区日本橋二丁目3番4号

設立目的 旧区立紅葉川中学校跡地の有効活用を目的として、銀行や損害保険会社、不動産会社など民間の協力のもとに第三セクター方式により設立されました。

主な事業

- ・ 不動産の保有・売買及び賃貸借
- ・ 不動産の管理・維持・補修・保安及び清掃
- ・ 駐車場の管理運営
- ・ 展示場の管理運営

(2) 所管部課

総務部 経理課

(3) 出資等

区は、日本橋プラザ株式会社に対し、550,000,000円の出資のほか敷地の貸付けを行っており、平成28年度は株式配当金16,500,000円、土地貸付収入650,000,000円が区の収入となっています。

(4) 監査の結果

日本橋プラザ株式会社定款等に基づき、会計はおおむね適正に処理されており、事業も円滑に執行されているものと認められました。

4 中央会館「銀座ブロッサム」

(1) 施設の概要

所在地 中央区銀座二丁目15番6号

延床面積 10,265.10m²

主な施設 ホール（定員900人）

洋室5室（定員144人、78人、72人、36人×2室）

設置目的 区民の文化の向上に寄与し、その福祉の増進を図ることを目的としています。

(2) 所管部課

区民部 地域振興課

(3) 指定管理者

ア 管理者名 松屋グループ

イ 構成団体

(ア) 株式会社 アターブル松屋

中央区明石町2番1号

(イ) 株式会社 シービーケー

中央区八丁堀一丁目13番10号

(4) 指定期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

(5) 指定管理料等

区は、松屋グループに対し、中央区立中央会館の管理に関する基本協定書(平成28年4月1日付け締結)等に基づき、平成28年度は142,536,821円の指定管理料を支出しています。

なお、本施設は利用料金制を採っており、利用料金は指定管理者の収入となっていますが、上記基本協定書に基づき平成28年度はそのうち2,392,188円が区へ納められています。

(6) 監査の結果

基本協定書等に基づき、おおむね適切に施設運営が行われているものと認められました。

5 区民館（月島地域）

(1) 施設の概要

公共の利便に資することを目的として、月島地域には5施設が設置されています。

ア 佃区民館

所在地 中央区佃二丁目17番8号
延床面積 719.34㎡
主な施設 洋室4室（定員42人、24人、30人×2室）
和室2室（各室定員30人）

イ 月島区民館

所在地 中央区月島二丁目8番11号
延床面積 789.36㎡
主な施設 洋室3室（定員24人、12人、100人）
和室2室（各室定員25人）

ウ 勝どき区民館

所在地 中央区勝どき一丁目5番1号
延床面積 622.00㎡
主な施設 洋室4室（定員30人×2室、24人×2室）
和室2室（各室定員24人）

エ 豊海区民館

所在地 中央区勝どき六丁目7番8号
延床面積 557.44㎡
主な施設 洋室3室（定員60人、30人、18人）
和室1室（定員35人）

オ 晴海区民館

所在地 中央区晴海一丁目8番6号
延床面積 455.25㎡
主な施設 洋室3室（定員36人、24人×2室）

(2) 所管部課

区民部 地域振興課

(3) 指定管理者

タフカ株式会社

中央区銀座二丁目8番9号

(4) 指定期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

(5) 指定管理料等

区は、タフカ株式会社に対し、中央区立区民館（月島地域）の管理に関する基本協定書（平成27年4月1日付け締結）等に基づき、平成28年度は75,231,654円の指定管理料を支出しています。

なお、区民館使用料は23,210,850円であり、区の収入となっています。

(6) 監査の結果

基本協定書等に基づき、おおむね適切に施設運営が行われているものと認められました。

6 産業会館

(1) 施設の概要

所在地 中央区東日本橋二丁目22番4号

延床面積 2,306.37㎡

主な施設 展示室2室（428㎡、423㎡）

洋室4室（定員54人、42人、30人、24人）

和室1室（定員35人）

設置目的 区内の商工業の振興発展を図るとともに、公共の利便に資するため設置しています。

(2) 所管部課

区民部 商工観光課

(3) 指定管理者

ア 管理者名 アクティオグループ

イ 構成団体

(ア) アクティオ 株式会社

目黒区下目黒一丁目1番11号

(イ) 野村不動産パートナーズ 株式会社

新宿区西新宿一丁目26番2号

(4) 指定期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

(5) 指定管理料

区は、アクティオグループに対し、中央区立産業会館の管理に関する基本協定書(平成27年4月1日付け締結)等に基づき、平成28年度は34,126,100円の指定管理料を支出しています。

なお、産業会館使用料は28,870,480円であり、区の収入となっています。

(6) 監査の結果

協定書等に基づき、おおむね適切に施設運営が行われているものと認められました。

7 堀留町保育園

(1) 施設の概要

所在地 中央区日本橋堀留町一丁目1番1号

延床面積 852.15㎡

職員体制 施設長、保育従事職員19人、調理員3人、看護師、事務員

定員 72人(0～5歳児)

設置目的 保護者が就労・疾病・求職などの理由で保育の必要性が認められた家庭の乳幼児を預かり、保護者に代わって保育することを目的としています。

(2) 所管部課

福祉保健部 子育て支援課

(3) 指定管理者

株式会社 ベネッセスタイルケア

新宿区西新宿二丁目3番1号

(4) 指定期間

平成23年1月1日から平成32年3月31日まで

(5) 指定管理料等

区は、株式会社ベネッセスタイルケアに対し、中央区立堀留町保育園の管理に関する基本協定書(平成23年1月1日付け締結)等に基づき、平成28年度は134,354,416円の指定管理料を支出しています。

(6) 監査の結果

基本協定書等に基づき、おおむね適切に施設運営が行われているものと認められました。

8 佃児童館

(1) 施設の概要

所在地 中央区佃一丁目11番1号

延床面積 1,350.78㎡

主な施設 ホール、学童クラブ室2室、音楽遊戯室、幼児室、工作室
設置目的 区内の児童に健全な遊び場を提供し、健康の増進と豊かな情操を育てることにより児童の福祉の増進を図ることを目的としています。

(2) 所管部課

福祉保健部 子ども家庭支援センター

(3) 指定管理者

株式会社 ポピンズ

渋谷区広尾五丁目6番6号

(4) 指定期間

平成27年4月1日から平成37年3月31日まで

(5) 指定管理料

区は指定管理者に対し、中央区立佃児童館の管理に関する基本協定書(平成27年4月1日付け締結)等に基づき、平成28年度は110,391,150円の指定管理料を支出しています。

(6) 監査の結果

基本協定書等に基づき、おおむね適切に施設運営が行われているものと認められました。

9 勝どき児童館

(1) 施設の概要

所在地 中央区勝どき一丁目8番1号

延床面積 2,096.6㎡

主な施設 多目的ホール、学童クラブ室2室、遊戯室2室、スタジオ2室

設置目的 区内の児童に健全な遊び場を提供し、健康の増進と豊かな情操を育てることにより児童の福祉の増進を図ることを目的としています。

(2) 所管部課

福祉保健部 子ども家庭支援センター

(3) 指定管理者

株式会社 グローバルキッズ

千代田区富士見二丁目14番36号

(4) 指定期間

平成27年4月1日から平成37年3月31日まで

(5) 指定管理料

区は、株式会社グローバルキッズに対し、中央区立勝どき児童館の管理に関する基本協定書(平成27年4月1日付け締結)等に基づき、平成28年度は138,401,508円の指定管理料を支出しています。

(6) 監査の結果

基本協定書等に基づき、おおむね適切に施設運営が行われているものと認められました。

10 特別養護老人ホーム等「マイホームはるみ」

(1) 施設の概要

所在地 中央区晴海一丁目5番1号

延床面積 7,325.31㎡

ア 特別養護老人ホーム「マイホームはるみ」

主な施設 居室(34室)、機能訓練室(3室)、食堂(3室)、
機械浴室(3室)、多目的室(2室)、医務室、歯科室

定員 入所定員 特養106人、短期入所生活介護11人

設置目的 身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な高齢者及び日常生活を営むのに支障がある高齢者を養護する者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となった高齢者を入所させ、養護を行い、もって高齢者の福祉の増進を図ることを目的としています。

イ 高齢者在宅サービスセンター「マイホームはるみ」

主な施設 デイルーム(2室)、一般浴室、機械浴室、機能訓練室

定員 通所定員 一般型40人 認知症型12人

設置目的 身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある高齢者及びその者を現に養護する者に対し、在宅生活を維持する上で必要なサービスを提供し、もって高齢者及び養護者の福祉の増進を図ることを目的としています。

(2) 所管部課

福祉保健部 高齢者福祉課

(3) 指定管理者

社会福祉法人 奉優会

世田谷区駒沢一丁目4番15号

(4) 指定期間

平成27年7月1日から平成37年3月31日まで

(5) 指定管理料等

区は、社会福祉法人奉優会に対し、中央区立特別養護老人ホームマイホームはるみ等の管理に関する基本協定書(平成27年7月1日付け締結)等に基づき、平成28年度は52,234,777円の指定管理料を支出しています。

なお、本施設は利用料金制を採っており、利用料金は指定管理者の収入となっています。

(6) 監査の結果

基本協定書等に基づき、おおむね適切に施設運営が行われているものと認められました。

第5 監査のまとめ

本年度の財政援助団体等監査は、平成28年度の事務事業の執行について、「主たる観点」を基本とし、特に指定管理者に関しては所管部課の監督が適切に行われているかといった点も含め監査を行いました。

財政援助団体に対しては区からの補助金の執行について、また、出資団体に対しては設立目的(出資目的)に沿った事業運営等について、それぞれおおむね適切に行われているものと認められました。

特に、日本橋プラザ株式会社では、賃貸フロアの満室を維持していることに加え、駐車場管理システムの更新に伴う効率的な時間貸し駐車や展示場フロア改修に伴う無料Wi-Fiサービスの新規提供などの営業努力がなされそれぞれの売上げが堅調な伸びを示すなど、良好な営業成績を残していることを評価します。今後とも、各団体においては、より効率的・効果的な事業運営に当たってください。団体の所管部課においては、団体の財務状況を十分に精査の上、補助等を行ってください。

なお、区は平成29年度から複式簿記による新たな公会計制度を導入しています。一般財団法人中央区都市整備公社及び日本橋プラザ株式会社では従前から公益法人会計基準や企業会計の基準に準拠し複式簿記により会計事務を執り行っています。中央区文化・国際交流振興協会においても、協会の経営管理に資するべく、必要に応じ会計関連規則の改正を行うなど会計手続の見直しについて検討を要するものと考えます。

また、区では、平成29年度から導入した公会計制度による会計別及び組織別の財務諸表を作成・公表するとともに、それらを基に財政支出監理団体を含めた連結財務諸表の作成・公表も行うことから、当該団体で作成されてい

る財務諸表についても可能な範囲で区と調整されることが必要であると考えます。

指定管理者については、利用料金収入や指定管理料を活用し、おおむね適切に施設運営が行われているものと認められました。

特に産業会館においては、元気高齢者人材バンク登録者など地域の人材を活用した各種講座を自主事業として行い施設の利用促進に努めていることや、中央会館においては、接客・清掃・設備管理・警備といった各部門の責任者による月例の館内連絡会議等の実施を通じて管理上の自己点検を機能的に行い、逐次改善に向け取り組んでいることを評価します。

一方で、指定管理者が実施している設備の保守点検結果について、施設によっては不良箇所が発見された場合にのみ指定管理者から区へ報告がなされるとしているケースが見受けられました。施設の安全確保に関しては、一義的には指定管理者が責任を持って適切な対応をとるべきものではありませんが、区が公の施設の設置者としての責任を有していることに変わりはありません。連絡もれ等に起因する不測の事態を未然に防止すべく、点検結果の良否にかかわらず区への定期的な報告を行う体制の徹底を図るべきと考えます。

指定管理者制度では民間のノウハウを活かし施設の効用を最大限発揮できるよう指定管理者に大きく権限が移譲されますが、所管部課においては、施設の最終的な管理責任は区にあることを十分に認識した上で、施設の設置目的に基づき区民サービスのさらなる向上等が図られるよう、指定管理者に対する指導監督について一層充実・強化していくことを要望します。

(別 表)

平成 29 年度 財政援助団体等 監査実施日程

団体名・所管部課	指定管理施設	監査委員監査	事務局監査
中央区文化・国際交流 振興協会		平成29年11月 6日(月)	平成29年11月 6日(月)
一般財団法人 中央区都市整備公社		平成29年11月 1日(水)	平成29年11月 1日(水)
日本橋プラザ 株式会社		平成29年11月 8日(水)	平成29年11月 8日(水)
松屋グループ	中央会館 「銀座プロッサム」	平成29年11月 8日(水)	平成29年11月 8日(水)
【区民部 地域振興課】			平成29年10月 3日(火)
タフカ 株式会社	区民館 (月島地域)		平成29年11月14日(火)
【区民部 地域振興課】			平成29年10月 3日(火)
アクティオグループ	産業会館		平成29年11月21日(火)
【区民部 商工観光課】			平成29年10月26日(木)
株式会社 ベネッセスタイルケア	堀留町保育園		平成29年11月21日(火)
【福祉保健部 子育て支援課】			平成29年10月 4日(水)
株式会社 ポピンズ	佃児童館	平成29年11月15日(水)	平成29年11月15日(水)
【福祉保健部 子ども家庭支援センター】			平成29年10月11日(水)
株式会社 グローバルキッズ	勝どき児童館		平成29年11月14日(火)
【福祉保健部 子ども家庭支援センター】			平成29年10月11日(水)
社会福祉法人 奉優会	特別養護老人ホーム等 「マイホームはるみ」	平成29年11月15日(水)	平成29年11月15日(水)
【福祉保健部 高齢者福祉課】			平成29年10月 4日(水)

刊行物登録番号
29-094

平成29年度
定例監査結果報告書
財政援助団体等監査結果報告書

平成30年2月発行

編集・発行 中央区監査事務局

中央区築地一丁目1番1号

電話 03(3543)0211 (代表)